

個人会員の皆さまへ
会費の所得税の寄附金特別控除（税額控除）に関するお知らせ

当会に納入いただく後援会費は特定寄附金とみなされ、所得税の寄附金特別控除（税額控除）の適用を受けることができます。控除の適用を希望する方は、確定申告時に下記をご提出ください。制度の詳細は、国税庁のホームページをご確認ください。

【提出物】

- 1) 「払込票兼受領証」（会費振込時に発行されたお客様控え）
- 2) 「税額控除に係る証明書（写し）」（当会ホームページよりご自身で印刷ください）

【重要】 ご注意ください！

会費の支払日によって、提出する「税額控除に係る証明書（写し）」が異なります。

① 「令和3年1月1日～8月8日」にお支払いの方
証明書の有効期限：平成28年8月9日から平成33年8月8日まで
をご使用ください

② 「令和3年8月12日以降」にお支払いの方
証明書の有効期限：令和3年8月12日から令和8年8月11日まで
をご使用ください



府益担第860号

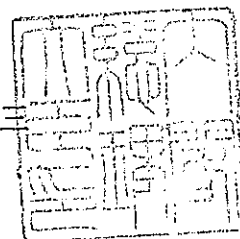
平成28年8月9日

公益財団法人日本花の会

代表者 萩原 敏孝 殿

内閣総理大臣

安倍 晋三



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

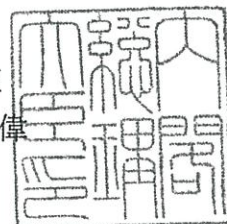
平成28年8月9日 から 平成33年8月8日 まで



府益担第760号
令和3年8月12日

公益財団法人日本花の会
代表者 野路 國夫 殿

内閣総理大臣
菅 義偉



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
令和3年8月12日 から 令和8年8月11日 まで